

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付する。

令和 8 年 7 月 27 日

収支等命令者

佐賀県出納局総務事務センター長 平川 一男

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 契約業務

佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務（年末調整及び認定事務関連）

(2) 業務内容

佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務に関する仕様書（年末調整及び認定事務関連）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

(4) 派遣期間

佐賀県庁の閉庁日を除く以下の期間

① 年末調整

ア 令和 8 年 1 1 月 9 日～令和 8 年 1 2 月 7 日（4 人×2 0 日）

イ 令和 8 年 1 1 月 9 日～令和 8 年 1 2 月 2 8 日（2 人×3 5 日）

ウ 令和 8 年 1 1 月 9 日～令和 8 年 1 2 月 7 日（2 人×2 0 日）

② 認定事務関連業務

エ 令和 9 年 3 月 2 3 日～令和 9 年 4 月 1 5 日（2 人×1 8 日）

オ 令和 9 年 3 月 2 3 日～令和 9 年 4 月 1 5 日（1 人×1 8 日）

カ 令和 9 年 3 月 2 3 日～令和 9 年 4 月 3 0 日（1 人×2 8 日）

(5) 派遣場所

佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号

ア、イ、ウ、エ、オ 佐賀県出納局総務事務センター

カ 佐賀県総務部人事課

2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和

60年法律第88号) (以下「労働者派遣法」という。) 第5条に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者(労働者派遣法附則(平成27年9月18日法律第73号) (以下「附則」という。) 第3条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置又は同附則第6条第1項に規定する特定労働者派遣事業に関する経過措置に該当する者も含む。))。

- (2) 県内企業(県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号) 第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」(県内に所在する者に限る。)) であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続きに関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター（新館2階）

電話 0952-25-7089

FAX 0952-25-7523

E-mail soumujimu@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

令和8年7月27日（月）から令和8年8月19日（水）まで佐賀県ホームページ
（URL：<http://www.pref.saga.lg.jp>）内に掲載する。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の（1）まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要する。

イ 提出期限 令和8年8月19日（水）午後5時まで

（郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに必着とする。また、封筒に「佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務資格審査書類在中」と朱書きすること。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和8年8月28日（金）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年9月4日（金） 午前10時～

（入札を郵送で行う場合には、書留郵便とし、二重封筒としたうえで入札書を中封筒に入れ密封し、当該中封筒の封皮には氏名を記載して、令和8年9月2日（水）午後5時までに3の（1）に必着とする。また、外封筒には「佐賀県総務事務に係

る労働者派遣事業入札書在中」と朱書きすること。)

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

本庁新館3階 32号会議室

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積もる契約金額に予定数量を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。

ただし、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）

第103条第3項第1号（当該契約入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者）及び第3号（国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者）に該当するときは免除する。

(8) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額に予定数量を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付すること。

ただし、規則第115条第3項第1号（契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。）及び第4号（国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。）に該当するときは免除する。

(9) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(10) 入札方法に関する事項

入札書に記載する金額は、派遣労働者1人1時間当たりの料金とし、消費税額及び地方消費税額を含まない料金とする。

(11) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合において

は、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度の入札を行う。

エ 入札は原則2回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(12) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者

コ 一人で2以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のない者

シ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(13) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることができない。

(14) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(15) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出することとする。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(16) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(4) 詳細は入札説明書による。